

平成31年度当初予算  
部局別要求方針

監査委員事務局

# 部局別予算要求方針

## 1 31年度予算要求にあたっての基本的な考え方(予算編成方針を踏まえて)

独立した執行機関として、市行政が公正で合理的かつ能率的な市行政運営を確保するための監査等を実施していく必要があり、知識習得や情報収集が必須となる。

地方自治法の改正により、平成32年度から「監査基準」を定め、運用しなければならない。これは定期監査や市内部統制に対する監査基準を明記したものである。監査委員、当局職員においては、十分な準備と認識の共有をしておく必要がある。

## 2 予算要求の重点事項(新年度の取組目標、新規施策等)

(優先すべき事業)

- ・各都市監査委員会が主催する研修会に参加する。

(事業の必要性)

- ・収集した情報等を効率的な監査等の実施や、監査基準を定め、運用する体制づくりのため。

## 3 事務事業の再構築(事務事業の検証・見直し、選択と集中の結果)